

旧避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人父母及び子ども3名のうち、子どもの就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）の仮住居で生活していた母及び子ども3名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子ども3名の自宅での生活状況等の事情を考慮し、それぞれ月額1万3000円が、母及び長女につき平成27年9月分まで、二女及び三女についてはそれぞれの進学による転居時期までの期間につき賠償されたほか、申立人父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父は右半身まひの後遺症（要介護度1）を抱えながら避難生活を送ったこと、母も父の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、父につき平成30年3月分まで月額1万円、母につき一時金50万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金4,420,250円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月12日

（仲介委員 大汐義光）

## 和解契約書別紙

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X 1 ほかに 4 名

### 申立人 X 1

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
検査費用			5,250	0	5,250
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	H23.3.11～ H27.9.5	715,000	0	715,000
	日常生活阻害慰謝料 (増額・一時金)	H24.3.29～ H27.9.5	500,000	0	500,000
小 計			1,220,250	0	1,220,250

### 申立人 X 2

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	H23.3.11～ H27.9.5	715,000	0	715,000
小 計			715,000	0	715,000

### 申立人 X 3

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	H23.3.11～ H24.3.31	169,000	0	169,000
小 計			169,000	0	169,000

### 申立人 X 4

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
精神的損害	日常生活損害慰謝料	H23.3.11～ H26.3.31	481,000	0	481,000
小 計			481,000	0	481,000

### 申立人 X 5

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
財物	家財		3,745,000	2,450,000	1,295,000
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 (増額分)	H23.3.11～ H30.3.31	850,000	310,000	540,000
小 計			4,595,000	2,760,000	1,835,000

			和解金額	本賠償既払金	既払金控除後金額 (支払金額)
申立人 1～5 の合計			7,180,250	2,760,000	4,420,250